



■ きよはら・じゅんべい  
昭和7年東京生まれ。31年早稲田大学卒業。同大学大学院商学研究課程修了。同博士課程中退。堤康次郎西武グループ会長秘書室勤務。病氣退職後、文筆・評論活動。53年岸信介元総理が創設した財団法人協和協会の常務理事兼事務局長に就任。54年自主憲法期成議員同盟、自主憲法制定国民会議（通称、新しい憲法をつくる国民会議）の事務局長に就任。著書は「この教育をどうする」「人づくり世直しを考える」「憲法改正入門」など。

# 憲法改正は自民党立憲の精神

自主憲法制定を大義名分に自由党と日本民主党は昭和三十年、保守合同を果たした

清原 淳平 新しい憲法をつくる議員同盟事務局長・国民会議事務理事兼事務局長

## 悲願の自主憲法制定

——保守合同と自主憲法とのかわりか？

話は終戦直後、GHQ（連合国軍総司令部）総司令官のマッカーサーが主導した現憲法制定にさかのぼる。GHQに憲法改正を指示され、日本側は近衛文麿元首相などが草案を出したが、明治憲法に立脚したものだとして受け入れられず、GHQが草案を作ることになった。法学部を出た若手将校を中心に十日足らずで起草して日本側に示し、それを基に現憲法が作られた。議員にも反対の声が強かったが、占領下基本法のように考えて受け入れ、日本国憲法が昭和二十二年五月三日に施行された。同じく連合国軍に占領されてい

たドイツも憲法改正を指示された。が、占領下において被占領国の法制を変えることはできないとする一九〇七年のハーグ条約（ハーグ陸戦規定）を盾に反対していた。ドイツが四カ国で分割占領されていることも反対の理由だった。しかし、それでも強要されたので、憲法ではなく基本法とした。要するに占領下基本法だ。もともと、その後ドイツは六十回ほど改正し、現状に合うよう変えていく。日本は一度も改正していない。当時、日本にも同様の意見があったが、吉田茂総理はじめ世論は天皇制の維持が最重要課題だった。ソ連など連合国で作る極東委員会が構成され、そこでは天皇制廃止の方向だと伝わっていた。一

方、マッカーサーは父親が来日の折に同行しており、日本に対する理解があり、また実際に日本に来て天皇制を利用しないと占領統治がうまくいかないのを痛感、天皇制存続に傾いていた。極東委員会が機能しだすとそれがつぶされる恐れがあるため、吉田首相はGHQ草案を受け入れを決めた。そうした経緯で日本国憲法が制定されたが、やはり内容に対して不満があり、保守系の政党や会派では憲法改正の意見が強く、日本が独立を回復した暁には改正しようとの動きがあった。昭和二十七年四月二十八日に日本は独立を回復するが、当時、既に左翼政党が強力になっていた。憲法第九六条の改正手続規定で、憲法改正を発議するには衆議院、参議院で、そ

れぞれ総議員の三分の二の賛成が必要とされるが、保守派にその勢力はない。そこで、吉田総理は即時の改正を断念した。本来なら、憲法を国民投票に掛けて承認すべきだったが、それもなされなかった。手続的には占領下憲法だが、結果的に国民が受け入れた形になって今日まで来ている。

その後、保守政党の間でやはり自主憲法を作るべきだとの声が強まり、自由党と日本民主党の中に憲法改正を目指す会派ができた。昭和三十年一月に左派社会党と右派社会党が合同するとの情報が流れ、それに対して、このままでは社会党に政権をとられると、非常に危機感を持ったのが自由党の緒方竹虎総裁と大野伴睦幹事長、日本民主党の鳩山一郎総裁と岸信介

幹事長、そして三木武吉総務会長らで、彼らを中心に緑風会からも参加して、保守政党を合同しようという話になった。しかし、政策協定をやるうとしたが、それまで政権を巡り血を洗う紛争をしていたのでうまくいかない。考えた末、いずれも自主憲法制定を掲げていたので、それを大義名分にして合同することに決めた。

両党の自主憲法制定の会派が一緒になり、昭和三十年七月十一日、自主憲法期成議員同盟ができた。両党合わせて三百十数人が集まり、細かい政策は後回しにし、憲

法改正、自主憲法制定で保守合同を目指し活動した。それが成功して、四カ月後の十一月十五日、自由民主党が結党される。したがって、自主憲法制定は立憲の精神だとはつきりうたわれ、自民党内に憲法調査会が作られ、政務調査会の中でも筆頭に据えられてきた。

## 岸元総理の下で

昭和三十一年十二月に石橋湛山内閣ができるが、病気で辞任し、翌三十二年二月に岸内閣が誕生した。岸信介先生は自主憲法制定の強い信念を持っていたので、国会

の中に憲法改正に関する委員会を作ろうとしたが、社会党、共産党が反対したため、やむを得ず同年七月、内閣に憲法調査会を作った。社会党などに向け十議席用意しておいたが入らないので、保守系だけで始まった。調査会の活動は三十九年まで続き、質の高い審議が行われた。最近になって国際協力問題などが新たに浮上してきたが、当時としては学問的にも非常に優れた内容で、憲法問題に関してほとんど審議は尽くされた感がある。

正してもいいのでは」と発言したため、記者会見をやり直したことがあった。法務大臣はじめ各大臣も狙われ、改憲派の稲葉修法相は「改憲してもいいではないか」と発言して大騒ぎになり、辞任する羽目になった。奥野誠亮、永野茂門法相も改憲発言で辞任した。栗栖弘臣統籌議長も同様の発言で更迭された。

昭和四十四年、岸先生が会長となり自主憲法制定国民会議が設立された。以後、毎年五月三日の憲法記念日には「憲法を改めて、時代を刷新しよう」といったスローガンの下、国民大会を開くほか、毎月、議員、学者とともに自主憲法研究会を開き、改憲案を作成してきている。また、論拠資料を作り、機会あることに国会内に配布してきた。法相などが辞任に追い込まれると、そのつど反対の論陣を張った。「何も今の憲法を守らな」と言っているわけではなく、立法論として改憲した方がよいとの発言で問題はない。言論の自由の下、当然ではないか」と。しか

しかし、政治状況は保革伯仲が進み、世界的には米ソの東西冷戦が激化し、その影響を受けて国内でも左翼勢力が強くなった。憲法改正には衆参総議員の三分の二の賛成が必要だが、とてもそれを満たす状況ではない。報道も左傾化し、世論も改正の方向に盛り上がりなかつた。歴代総理は就任時の記者会見で「憲法を改正するかどうか」質問され、大抵の総理は「私の内閣では改憲しません」と答える。鈴木善幸総理は「憲法改

し、政治的圧力で辞任せざるを得ない時代が続いた。

私は昭和五十三年に岸元総理に呼ばれ、まず財団法人協和協会の業務を担当することになった。かつて私は西武グループの創業者、堤康次郎会長（元衆議議長）の秘書室にいた。堤会長が非常に尊敬していたのが吉田元総理と岸総理（当時）だった。当時、堤会長が両氏を招いて清談会を月一度、箱根の湯の花ホテルで開いており、私は秘書として接待の段取りをしていたので岸先生と面識があった。その後、私は助腹で西武を辞め、回復後は哲学や教育関係の本を書いたりしていた。

岸先生は、国家的課題は政党派閥を超えてやるべきだという考えから、政財官学民の協調和合を目指し、昭和四十九年に協和協会を作った。その事務方に私が推薦された。当時、私は四十を超えたばかりで「荷が重過ぎる」と辞退したが、岸先生は私を常務理事兼事務局長に任命し、後ろ盾をすからやれとの御下命。私が仕事を

こなすことができたのは、岸先生が引き立ててくださったからだ。

翌五十四年に私は自主憲法制定国民会議の事務方も任された。その結果、協和協会と国民会議、議員連盟の三団体を担当することになる。五十六年には、学者や技術者など専門家を中心とする実践部隊「時代を刷新する会」が作られ、四団体を預かることになった。岸先生の指示に従って全力を尽くしたが、保革伯仲で憲法改正運動はどうしようもない時代が続いた。

改憲論者の中曽根政権が誕生した時には憲法改正の機運が高まり、私も国会を駆け回った。議員同盟の会員数は創立時は三百人を超えていたが、私が引き受けた時は五十人ほどに減っていた。それが、中曽根総理への期待から、三百十数人ほどに増えた。しかし、中曽根先生も改憲の志向が少しずつ弱まっていく。改正が可能なら衆参各議院の総議員の三分の二は確保できないので、それも無理はないだろう。しかし、議員同盟の会員は何とか二百人台を維持した。

イリピンは米国の植民地だったので、軍事権と外交権はなかった。植民地憲法とはそういうものだ。

戦後、日本に乗り込んできたマッカーサーの頭には、当然、フィリピン憲法があっただろう。憲法第九条は明らかに独立国にはない表現だ。戦争放棄をうたった一項は、要するに米国の庇護下で行くということ。国際紛争を解決する手段として武力行使ができないのは軍事権がないことを意味し、二項の交戦権の否認は独立国の基本要件の否定だ。軍政で抑えられれば実質的に外交権はないに等しい。

また、一度も改正していないので、憲法は現実との間に多くの矛盾を抱えている。法律用語の誤りさえ二十七八カ所ある。九条の表題に「戦争放棄」とあるが、これも間違いだ。放棄というのは、前提として正当な権利があるが要らないということ。侵略戦争放棄という点、侵略戦争が正当な権利としてあることになってしまふ。法理的には否認と言ふべきで、韓国憲法も戦争否認としている。否認

憲法改正の機運に

—その後、改憲論議が高まる。

平成二年の湾岸戦争から国民の見方が変わってきた。今の憲法では国際協力ができないことが分かり、これで独立国といえるのかという疑問が起こってきた。やがて報道機関の世論調査で七割近くが改憲志向を示すようになった。

それを反映して立ち上がったのが中山太郎衆議院議員で、憲法調査推進議員連盟を作った。当時、自主憲法制定国民会議会長は二代目の木村睦男元参院議長で、七年に木村私家を書き、参院議長を務めたにもかかわらず一院制を唱えた。その前に、自民党が野党に転落した時代、当時の森喜朗幹事長に自民党から国民会議への資金援助を打ち切られたが、木村先生も熱心で、私も岸先生から預けられた運命的な仕事だと思いやつてきた。その後、平成十三年に木村会長が逝去し、翌十四年に櫻内義雄元衆議院議長が会長に就任した。その前の平成十一年に国会に推

は良い悪いではなく、とにかく認めないということだ。

天皇条項の「象徴」も法律用語でない。平和の象徴をハトというように、抽象的観念を具体的に表すのに使い、動物や植物が多い。天皇という人格を象徴として具現できるかどうか、法律用語以前の問題としてもおかしい。議員同盟でも、天皇を元首とするか象徴とするかで解釈が分かれた。戦前の元首は、国政の総攬、陸・海・空三軍の統帥、対外的な国家の代表という三つの権限を持っていた。戦後、君主国が少なくなり、国政総攬、三軍統帥の権限はなくなってきた。今では国家を代表することだけで、元首の内包概念が変わってきている。そうした注釈をつけて天皇元首論を認めればいい。

当会議の改憲案は木村先生以来、国会は一院制である。表現は、「参議院を廃止する」というのではなく、「衆参両院をやめて一院制にする」としている。ところが、保岡興治衆議院議員がまとめた自民党憲法調査会では、「衆議院を残

進議員連盟が結成された。困ったのは議員同盟の会員が退会を申し出てきたことだ。中山先生に呼び掛けられて憲法調査推進議員連盟に入ると、「憲法改正をうたつている自主憲法の議員同盟にいると矛盾する」と言う。会員が急減したので、よほど抗議しようかと思つたが、木村会長と相談し、中山先生も憲法改正への前段階として考えているのだからから、むしろ支援していくことにした。

中山先生は、推進議連をバックに平成十二年、国会内に憲法調査会を設置した。この調査会は共産党、社民党を含む全党相乗りで、衆議院だけでなく参議院にもできた。以後、五カ年にわたり憲法の調査研究を行い、今年春の通常国会で答申を出し、一旦、活動を終えた。今年の特別国会で憲法調査特別委員会として再発足している。平成十三年に小泉内閣が誕生すると、小泉純一郎総理は「憲法改正、自主憲法は立党の精神だ」と発言した。それほど議員同盟の活動に熱心ではなかった小泉総理

して参議院を廃止する」ように読めるので参議院が反対した。その後、森元総理が委員長の自民党憲法起草委員会ができ、中曽根、宮沢元総理も参加して起草している。かつては改憲に消極的な人たちも、今では改憲を論じるようになってきたのには隔世の感がある。

当会議では昭和五十四年から学者らと自主憲法研究会を開いている。憲法学は極めて政治的な学問だといわれ、憲法学者でも改憲を論じられる人は極めて少ない。世論よりも学界が後れている。

私たちが重視するのは法的整合性だ。憲法は国家の法の最上位にあるものなので、条文の間に整合性が無いといけない。現在、自民党はじめ各党や読売新聞など民間からも改憲案が出ているが、法的整合性や用語の使い方まで気になる箇所もある。また、国民の同意を得やすいからと、現憲法を土台にし過ぎている面もある。憲法改正は国の在り方にかかわる事柄なので、二十一世紀を見据え国づくりの基本となる改正案を作りたい。

21世紀を見据えた憲法

—現憲法の問題点は？

マッカーサー憲法はまさに植民地憲法だ。マッカーサーは米陸軍大将を務めた後、一旦退役し、再びフィリピンの軍政官に任命され統治に当たっていた。大東亜戦争が始まり、日本軍が侵攻したので、フィリピンを撤退した。当時、フ